

市 民 税 税 特別徴収に関する綴  
県 民 税

特別徴収事務についての問い合わせ先

**愛知県清須市役所税務課**

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

電 話 (052) 400-2911(代)

## 特別徴収の事務取扱いについて

特別徴収義務者各位のご協力とご尽力によりまして、市・県民税特別徴収事務は、逐年この制度の運営に大きな成果を収めておりますことを深く感謝いたしております。

さて、今年度も特別徴収をお願いすることになりましたので、この取扱いにつきましては下記事項ご留意のうえ、今後とも一層のご配慮をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 市・県民税の特別徴収

納税者の便宜を図るため、地方税法及び市税条例の規定によって、納税者が納めなければならない特別徴収税額を $\frac{1}{12}$ ずつ分けて、（6月から翌年5月まで）毎月あなたの事業所等から給料が支払われるとき差引いて、その月分を翌月10日までに一括して納めていただくことをいいます。ただし、均等割額に相当する金額以下の方については、第1回（6月分）で全額を納入していただきます。

#### 2. 特別徴収義務者

納税義務者に対して給与の支払いをする方で、地方税法及び市税条例の規定によって指定された方をいいます。市から「市・県民税個人特別徴収明細書」及び「特別徴収税額の通知書」等が送達されますと、特別徴収の義務が発生します。この特別徴収義務者は、毎月定められた税額を給料から差引いて、定められた納期限（徴収した月の翌月10日）までに納入しなければなりません。

#### 3. 市・県民税特別徴収税額の通知書等を受領されましたら

関係書類一式を受取られましたら各内容を確認してください。この関係書類綴の表紙及び税額の通知書等に記入された指定番号は、あなたの事業所を表示したものです。今後市に提出される書類には、必要箇所の記入とともに必ずこの番号を記入してください。

同封の「個人別通知書」は、各納税者へ必ず交付してください。退職その他の事由により交付不能の方がいる場合は、異動届出書を付けてお返しください。

#### 4. 月割額の徴収及び納入期限

特別徴収義務者は、個人特別徴収明細書に記載してあります月割額を6月から翌年5月まで給与の支払をする際毎月その月分を徴収して、その徴収した月の翌月10日（土曜日・日曜日・国民の祝日・その他一般の休日に当たるときは、その翌日）までに納入してください。

#### 5. 納入の方法及び払込金融機関

別冊の特別徴収関係書類綴の「納入済通知書」、「納入書」及び「領収証書」に徴収した税額その他必要事項を特別徴収義務者において明瞭正確に記入して、表紙裏に記載してあります取扱金融機関に納入してください。

#### 6. 東海4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）以外の郵便局を利用する場合

東海4県以外の郵便局を利用される場合は、初回納付の際、郵便局の窓口へ同綴に綴込してあります「指定通知書」を提出してください。（前年度利用の指定郵便局は、本年度も引き続き利用できますから「指定通知書」を提出する必要はありません。）

#### 7. 納税義務者が異動した場合

納税義務者が年の中途において、退職・休職・転勤・その他の事由によって給与の支払を受けなくなった時は、その事由の発生した都度綴込してあります「給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に記入して、速やかにご提出ください。また、転勤の場合も、前記異動届出書に必要事項を記入のうえ提出してください。

なお、納税者が本年の中途で住所を他の市町村へ変更されても、当該年度分の市・県民税は引き続き徴収して、本市へ納入していただくことになります。

#### 8. 退職所得の分離課税について

退職手当等に対する個人の住民税の課税方法は、所得税と同様に他の所得と区別して退職手当等の支払われる月に特別徴収されることは既にご承知のとおりですが、徴収された税額の納付の方法は、市・県民税の納入書の納入金額の「退職所得分」と裏面の「納入申告書」に該当事項記入の上、月割額と合わせて徴収された翌月の10日までに納入してください。

なお、退職所得に伴う税額の算出については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参照してください。

9. 納税者が退職等をした場合の特別徴収の一括の取扱いについて

(ア) 6月1日から12月31日までの間に退職等された場合、その退職者本人が特別徴収税額の残税額を一括納付したい旨の申し出があればこれを一括徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。

(イ) 翌年1月1日から4月30日までの間の退職者等については退職者本人から申し出がなくても残税額を一括徴収し、翌月の10日までに納入していただきます。

10. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額に誤りがあつたり、これを変更する必要が生じた時は、「市・県民税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますから、納税者に交付してください。

特別徴収義務者は、税額変更通知書をお受取りになりました場合には、その通知を受け取られた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、通知書に記載された月割額（変更による新しい税額）によって徴収し、これを納入していただきます。

11. 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月割額を納期限（徴収した月の翌月10日）までに納入されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金を納めていただくこととなります。この場合における閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。（地方税法等の改正により、変更になる場合があります。）

また、督促状が発行されて10日以内に納付されないときは、国税徴収法で規定する滞納処分をすることがあります。

## 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※欄は、届出書において記入する必要があります。

										※ 処 理 事 項	1.現年度		2.新年度		3.両年度							
年 月 日  清 須 市 長 様		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号							
			名 称												連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係						
			代表者の 職氏名印													氏名						
			法人番号													電話						
										変更年月日		年 月 日										
事 項		変 更 前										変 更 後										
フリガナ																						
所 在 地 ( 住 所 )		〒										〒										
フリガナ																						
方 書																						
フリガナ																						
名 称																						
電 話		( ) -										( ) -										
送 付 先		〒										〒										
備 考																						

注 意 ○所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

受付印

## 特別徴収税額の納期の特例

## 承認申請書 取消届出書

① (宛先) 清須市長様  年 月 日 提出	② 申請者	特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地	〒										③ 特別徴収義務者 指 定 番 号		
		特別徴収義務者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名印											④ 連絡先	係	
		⑤ 法人番号													
1. 地方税法第321条の5の2及び清須市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認の申請をします。 2. 清須市税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の取消の届出をします。															

### 承認の申請をする場合

⑥ 特例の適用を受けようとする税額	年 月分 以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額									
⑦ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額(外書は、臨時雇用者にかかるもの)	年 月	外	人	外	円	年 月	外	人	外	円
	年 月	外	人	外	円	年 月	外	人	外	円
	年 月	外	人	外	円	年 月	外	人	外	円
⑧	(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものである時は、その理由の詳細を記入してください。 (2) 申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合は、その有無及び年月日を記入してください。									

### 取消の届出をする場合

⑨ 特例の承認を取消届出する税額	年 月分 以降の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額									
⑩ 特例の取消届出理由	1. 納期の特例の必要なくなったため 2. 従業員等が10名以上になったため 3. その他( )									

承認の申請は、特例の適用を受けようとする月の20日までに提出をお願いします。  
 特例の取消を届出する場合は、速やかに提出してください。

# 申請についての注意事項

## 1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があのような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

給与にかかる特別徴収期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで
退職手当等にかかる特別徴収の期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意願います。

## 2. 申請書の書き方

- (1) 「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請に係る事務所等の所在地及び名称並びに特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- (2) 「④」欄には、連絡に都合のよい係、氏名及び電話番号を記入してください。
- (3) 「⑤」欄には、事業所の法人番号を記入してください。(個人事業主の場合、記入の必要はありません。)
- (4) 「⑥」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (5) 「⑦」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の金額を含みます。)を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ外書してください。
- (6) 「⑧」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- (7) 「⑨」欄には、特例の承認を取消する年月を記入してください。

# 特別徴収切替依頼書

受付印

(宛先) 清須市長様  年 月 日 提出	特別 徴収 義務者	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ											この依頼 書に応答 される方 (担当者)	所 属	
		名 称 又 は 代 表 者												担 当	
		法人番号													

◎次の納税者について            月分から特別徴収を希望します。

所在地					普通徴収の 年 税 額	円	
フリガナ			生年月日	明・大・昭	年 月 日	納付済税額	円
氏 名				平・令		(第 期分まで)	
通知番号			受給者番号			納 入 書	要 ・ 不要

(注)

- 既に納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収することはできません。
- 徴収開始月については、原則としてこの依頼書の提出日の翌々月になります。
- 「普通徴収の年税額」「納付済税額」「通知番号」については、納税通知書で確認のうえ記載してください。
- 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号を記入してください。



# 指 定 通 知 書

年 月 日

ゆうちょ銀行( )店長  
( )郵便局長 殿

愛知県 清 須 市 長

貴行（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

1. 文 書 番 号 振業 第5001号（名古屋貯金事務センター平成17年4月12日）
2. 口 座 番 号 00830-7-961348
3. 加入者の名称 清須市会計管理者
4. 取りまとめ店 名古屋貯金事務センター

## 給与支払報告 特別徴収にかかると給与所得者異動届出用紙

1. この届は異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
2. 異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。
3. 退職により異動を生じた場合は、本人に了解のうえ、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。  
なお、1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収して下さるようお願いいたします。
4. 書類が不足する場合は、コピーして使用してください。
5. 平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出から個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

※右つづめで必ず記入してください。

注意  
3 給与支払者の住所(個人番号)及び給与所得者の個人番号を記入してください。  
2 1 転勤・再就職等の欄には、特別徴収税額通知書に引き続き記載された宛名番号を記入してください。  
1 給与支払者の住所(個人番号)及び給与所得者の個人番号を記入してください。

清須市長殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号			宛名番号								
令和 年 月 日提出		フリガナ	氏名又は名称	担当連絡先			所属 氏名 電話								
		個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												
給与所得者	フリガナ	姓	名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法						
	氏名	生年月日	年							月	日	月	年	月	日
	個人番号									月	月	年	月	日	
	受給者番号									月	月	年	月	日	
	1月1日現在の住所									月	月	年	月	日	
	異動後の住所									月	月	年	月	日	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	所在地 〒	フリガナ	氏名又は名称	担当者 連絡先	所属 氏名	電話	内線	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	月	日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____月分 (翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	--	--------	---	---	---------------------	---	--

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	処理事項	入力	確認
----	---	---------	------	----	----

1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
※特別徴収義務者用はコピーをお取りください。